

一般社団法人福島県法人会連合会 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人福島県法人会連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、全国組織である公益財団法人全国法人会総連合及び県内各地で活動する法人会と連携し、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
- (6) 法人会が行う税を巡る諸環境及び地域の経済社会環境の整備改善等の各種事業を支援する事業
- (7) 法人会の充実発展に資する事業
- (8) 法人会会員の福利厚生の上昇に資することを目的とする事業
- (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、福島県において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本会の会員は、福島県内に事務所を有する法人会とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(会員の権利義務)

第 7 条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、

この定款及び総会の決議に従う義務を負うものとする。

(経費の負担)

第8条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 法人の解散
- (3) 除名
- (4) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき。
- (5) 総会員の同意があったとき。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は通常総会及び臨時総会とし、いずれもすべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とし、通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、必要に応じて随時開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会は、開催の日から少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して会長がこれを招集する。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長の中から総会において選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、これを会員に1個ずつ付与する。

2 会員は、前項により付与された議決権を行使するため、その権利を行使する者(議決権行使者)を総会に出席させる。

(決議)

第18条 総会の決議は、議決権の過半数を有する議決権行使者が出席し、出席した議決権行使者が有する議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であって総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した理事の中から総会において選出された議事録署名者2名が署名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上35名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、10名以内を副会長とし、1名を専務理事とすることができる。

- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統轄する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度、4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利業務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等及び費用に関する規程により報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。その額については総会が別に定める役員報酬等及び費用に関する規程による。

(損害賠償責任の免除)

第27条 本会は、法人法第111条第1項の役員損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償金額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

- 第28条 本会に、顧問及び相談役若干名を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事会において選任又は解任する。
 - 3 顧問及び相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。
 - 4 顧問及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

- 第29条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
 - 4 顧問及び相談役は、理事会の要請により、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権限)

- 第30条 理事会は次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

- 第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長の中から理事会において選出する。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 正副会長会

(構成)

- 第35条 本会に正副会長会を置く。

- 2 正副会長会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。
- 3 正副会長会は、本会の運営に関する事項のうち、理事会の決議により付議された事項について審議し、理事会に参考意見を述べる。
- 4 正副会長会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

第9章 委員会等

(委員会)

第36条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(連絡協議会)

第37条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により、青年部会連絡協議会及び女性部会連絡協議会を置くことができる。

- 2 前項の連絡協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第10章 資産及び会計

(資産の区分)

第38条 本会の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、本会の目的を達成するために不可欠な資産として、理事会で定めたものとし、その他の資産は基本財産以外の資産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第39条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により、基本財産の一部又は全部を処分又は担保に供する場合には、理事会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第41条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金分配の禁止)

第45条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 事務局

(事務局)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て会長がこれを任免する。
- 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第14章 補則

(細則)

第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関

する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は猪狩正明とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。